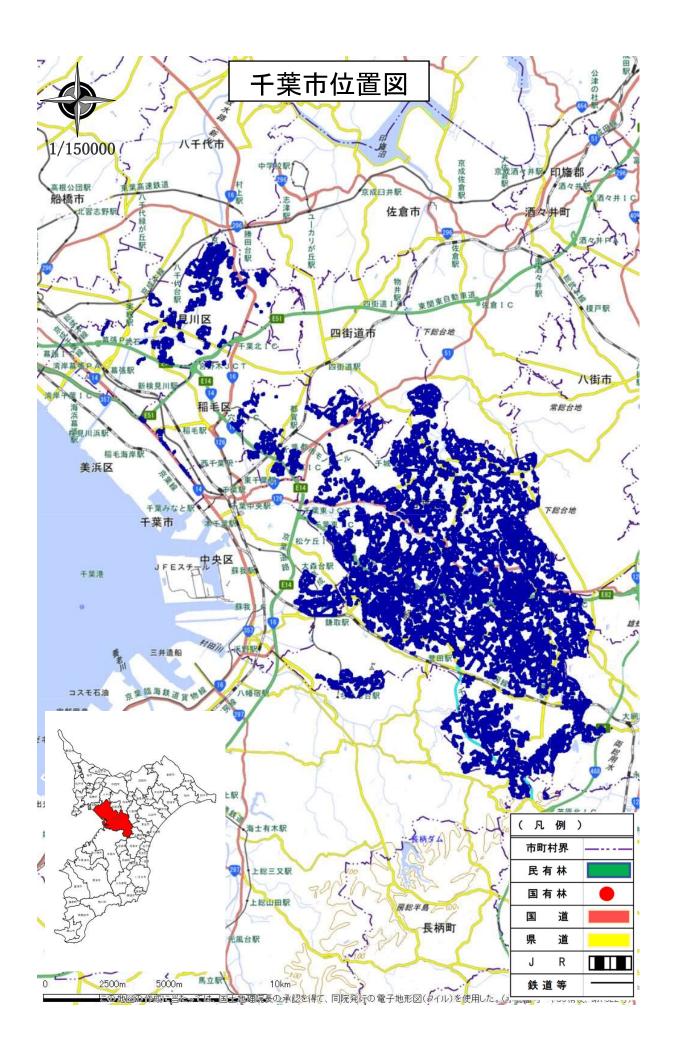
# 千葉市森林整備計画 (樹立)

自 令和 5年4月 1日 計画期間 至 令和15年3月31日

千 葉 県

千 葉 市



# 目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
  - 1 森林整備の現状と課題
  - 2 森林整備の基本方針
  - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- Ⅱ 森林の整備に関する事項
- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
  - 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
  - 3 その他必要な事項
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項
  - 2 天然更新に関する事項
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
  - 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
  - 5 その他必要な事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及 び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
  - 2 保育の種類別の標準的な方法
  - 3 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
  - 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
  - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
  - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
  - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
  - 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
  - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
  - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
  - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - 3 作業路網の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

#### Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
  - 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

#### V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

#### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

#### 1 森林整備の現状と課題

本市は、都心まで約40km、本県東端の銚子市まで約60km、北西端の野田市まで約40km、南端の南房総市まで約60kmと、ほぼ県中央部の地点にあります。

気候は、年平均気温 16.8 $^{\circ}$ 、総降水量 1,697 $^{\circ}$ mm(いずれも令和 2 年度資料) であり、温暖です。

また、本市の西南部は、約19kmの海岸線に臨んで市街地を形成し、その後方は標高102mの土気地区の台地を最高点として、標高平均21m前後の平坦な丘陵台地が連なっています。そして、北東部の低地を都川が緩く流れ、西部に花見川、南部には村田川がそれぞれ東京湾に注ぎ、鹿島川が内陸部の谷津田地帯を縫って印旛沼へと流れています。

本市の総面積は 27, 177ha であり、地域森林計画対象民有林の面積は、3,930ha でうち、人工林は 1,527ha (38.8%)、天然林は 1,737ha (44.2%) となっており、人工林率は県平均と同程度となります。

また、人工林の齢級構成のうち間伐・保育等を必要とする1~7齢級の面積が142ha(9.3%)あり、今後とも森林施業を積極的に推進する必要があります。

過去3か年の年平均施業面積は、造林3.54ha、下刈り1.88ha、枝打ち0.89ha、間伐1.41haですが、要保育面積に対しては不十分な状況です。

本市では人工林の大部分を占めるスギに非赤枯性溝腐病が蔓延し、また、放置竹林が拡大し、それらの被害が深刻な問題となっています。

このような現状の中で、森林の持つ多面的機能を生かすため、森林所有者に対し各種施策を導入するとともに、一般市民の参加を促した総合的な森林整備を推進するものとします。

#### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、市民生活の維持・向上に寄与 しています。

各機能の発揮の上から目指すべき森林資源の姿は次のとおりです。

森林の有する機能	目指すべき森林資源の姿
水源涵養機能	樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、浸透、保水能力の高い土壌を有する森林。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が 高い森林。
保健・文化機能	人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。

木材等生産機能	木材等としての需要見込みを有する樹種が良好に生育し、傾斜
	や地質を考慮して適切に路網が整備され、継続的に伐採搬出、更
	新、保育による資源の循環利用が行われている森林。

- (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
  - ア 森林整備の基本的な考え方
    - (1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、目指すべき森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方は次のとおりです。

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能	樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、水源涵養機能の高い森林の維持、管理を図ることとします。 なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の水源涵養機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払うこととします。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特に、病害虫被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病害虫の予防、防除についても積極的に行うこととします。
保健・文化機能	保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとします。
木材等生産機能	スギ、ヒノキ等の人工林や、用材としての利用が見込まれる樹種を含む天然林については、間伐等の保育を進め、その過程で伐採された材については路網を整備しつつ搬出し、薪炭材やきのこ原木、バイオマス資源等としての利用も含め積極的に活用します。 なお、状況によっては主伐を実施して材を搬出利用し、跡地は植栽又はぼう芽等の天然更新により有用な樹種の更新を図り、森林資源の循環利用を進めるものとします。 また、用材生産が見込めない天然林においても、用材生産が見込める森林と併せて効率的な施業が可能な場合は、薪炭材やきのこ原木等としての主伐と更新を推進するものとします。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

造林:伐採跡地に植林を指導するとともに、複層林施業も併せて推進します。

保育(下刈り、枝打ち): 林木の健全な育成を図る観点から、林業者の負担を 軽減するため、各種補助事業を活用することにより、実施率の向上に努 めます。

間伐: 健全な森林の育成及び地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収・固定など、多様な公益的機能の発揮を図るため、資源の齢級構成、実行率等を勘案して計画的に推進します。

主伐:森林資源の持続的かつ有効利用を推進するため、伐採林齢の多様化を図ります。

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業体、森林ボランティア・NPO等(以下「森林ボランティア等」)の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとします。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進します。

これらの取組は、森林クラウドを活用し、県や林業事業体等と連携して効率的に実施していくとともに、新たに創設された森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理制度の運用を検討することとします。

#### ウ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、スギ非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンブスギ 林、松くい虫の被害を受けたマツ林、ナラ枯れ被害を受けた広葉樹林、その他病 害虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ伐採、改 植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備します。

またシイ・カシの純林については、過密化と下層植生の衰退が著しい場合があるため、間伐や主伐、更新等の施業を推進します。

更に森林と集落、農地の境界付近の草、笹等の薮地となっている土地であって、景観、不法投棄、防犯、有害鳥獣害等の対策上適切な管理を要する場合は、関係者との協議を進め、必要に応じて樹木の植栽、保育を行うなど、周辺森林と合わせ森林として一体的に整備、管理することを検討します。

#### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施しています。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、県、市、森林組合、森林・林業・木材産業関係者、NPO等の合意形成を 図り、森林施業の集約化を推進します。また、林業の担い手となる森林組合や林業事 業体の支援に努めると共に、地域の発想に基づき森林組合等が提案する森林施業の集 約化を図ります。これに加え、森林環境譲与税を活用しつつ、及び森林経営管理制度 の運用を検討し、さらなる森林施業の合理化に努めることとします。

#### Ⅱ 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとします。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

			樹	種		
地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全域	45年	50年	40年	50年	15年	20年

- 注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病害虫の被害森林における被害 の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のため の伐採については、上記標準伐期齢を適用しません。
  - 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採(倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る)においては、上記標準伐期齢を適用しません。
  - 3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとします。

#### 「皆伐」

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20~クタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

#### 「択伐」

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で

行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとします。

なお、「皆伐」「択伐」ともに以下のア~オに留意するものとします。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとします。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐 採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとしま す。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその 方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による 場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとし ます。
- エ 幼齢林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。
- オ 上記ア〜エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意します。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画Ⅲの第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、上記指針を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

#### 3 その他必要な事項

#### (1) 竹林の管理

竹林は、長年放置すると高密度化し、また、周囲の森林へ侵入して森林の多面的な機能の低下を招く恐れがあるため、適切な伐採による密度管理と周辺への拡大防止に努めることとします。

(2) しいたけ原木林(コナラ・クヌギ)の伐採

原木林の胸高直径が10~16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫します。伐採の時期は、成長休止期とし、伐期齢は15年程度とします。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くします。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分に当たるようにします。また、林齢が高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意が必要です。なお、伐採木を使用する場合、放射性物質の検査を行い、安全性を確認する必要があります。

#### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の 発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が 期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

#### (1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、 ケヤキ	

注) 表中の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林 務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木の植栽が適さない箇所 については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や県の普及指導員の技術的助言等を 参考に、中低木の樹種も含めて、適切な樹種を選択することとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種等の苗木や、供給状況に応じて特定苗木の活用に努めることとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
	密仕立て	4, 000	
スギ	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2,000	
	密仕立て	4, 000	
ヒノキ	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2,000	
コナラ クヌギ	ぼう芽枝を含む	3, 000	しいたけ原木林で皆伐 後に他の樹種が優先す る場合

注) 多様な森林づくりを進める観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽などの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点、森林の風倒被害対策等の観点等から、上表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

#### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、 傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地において は、等高線沿い筋刈地拵えを行い林地の保全に努めるもの とします。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けることとします。 また、作業効率やコスト等を勘案し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることします。 なお、開発行為等により表土を除去した場合は、植栽木に適した植栽基盤を造成することとします。
植栽の時期	3月中旬~5月中旬に行うことを原則とし、秋植えの場合には根が乾燥しないよう保湿に留意し、10月~11月に行うこととします。 また、コンテナ苗の場合は、林業普及指導員の技術的助言等を参考に、植栽時期を決定することとします。

# (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

#### 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとします。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、スギ、ヒノキ、モミ等将来高木となり林冠(森林上部の葉群層)を構成しうる樹種とします。
ぼう芽による更新が 可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ等将来高木となり林冠(森林上部の葉群層)を構成しうる樹種とします。

注) ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林において は、樹種によってはぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母 樹を残すか、植栽により適確な更新を行うことを基本とし、県の普及指導員の技術 的助言等を参考に適切な天然更新を行うこととします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木による天然更新が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や県の普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて適切な天然更新を行うこととします。

#### (2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
(1) に定める樹種	10,000 本/ha
ぼう芽更新樹種	5,000 本/ha

注) 上記期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。)を成立させるものとします。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

	区 分		標準的な方法
地	表処	理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
ĮIĶ	出	L	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害され ている箇所について行うこととします。

植	込	み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分 な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽	カゝ	き	ぼう芽発生の数年後に必要に応じて優良な芽を一株あたり $3\sim5$ 本(マテバシイの場合 $6\sim10$ 本)残し、それ以外のものを除去することとします。その後成長を見ながら、 $1\sim3$ 本(マテバシイ $3\sim4$ 本)を標準に調整することとします。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状態を確認する方法は以下のとおりとします。

- ① 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹(伐採前に発生したものを含む)、伐採時に残置した若齢木等とします。
- ② 更新調査は、原則として現地にて標準地(プロット)調査により、実施することとします。
- ③ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減することとします。
  - ○天然更新対象地面積

2 ha 未満: 2 箇所 4 ha 未満: 3 箇所

4 ha 以上: 4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減

- ④ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的 と見られる箇所を選定することとします。
- ⑤ 標準地 1 箇所の形状は、 $2 \text{ m} \times 2 \text{ m} & 5 \text{ l}$  個、 $5 \text{ m} \times 5 \text{ m} & 6 1$  個、正方形また は長方形の面積 100 m を 1 個など現地の状況に応じて適宜設定することとします。
- ⑥ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定をすることができますが、この場合、写真を5年間保管することとします。
- ⑦ 当方法により判定しがたい場合は、平成24年3月林野庁森林整備部計画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができます。
- ⑧ 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とします。
- ⑨ 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業(地表 掻き起し、刈出し、受光伐等)又は人工造林により確実に更新を図るものとし ます。

# 天 然 更 新 調 査 野 帳

<u>調査年月日 年 月 日</u> 調査者

						調査者		
調査地				市町村		大字		番地
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha		ha	地形勾配 斜面		斜面方向	
調金	<b></b>	ha	プロット	r	n >	×	m	箇所
No		樹高		胸高直径		本数		ha 当り本数
.0	0.3m以上1.3m未満		_					
プロ				4 cm 未満				
ッ		1 0 111		$4\sim 5~\mathrm{cm}$				
<b> </b>		1.3m以上		$5\sim 6~\mathrm{cm}$				
1				6 cm 以上				
0	0.3m以上1.3m未満			_				
プロ				4 cm 未満				
ッ				$4\sim 5~\mathrm{cm}$				
1		1.3m以上		$5\sim 6~\mathrm{cm}$				
2				6 cm 以上				
0	0.3m以上1.3m未満		未満	_				
プロ				4 cm 未満				
ッ				$4\sim 5~\mathrm{cm}$				
1		1.3m以上		$5\sim 6~\mathrm{cm}$				
3				6 cm 以上				
	位置図》	及び各プログ	ットの近景	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<b></b>		1	
位置								
図								
及								
び 写								
真								

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日 を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、以下の森林を基準とします。

- ア ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域 に存在しない森林。
- イ 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生 しても十分な生長が期待できない森林。
- ウ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- エ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森 林。

#### 才 保安林

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

カ 開発行為等により、表土がなくなった森林。

なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
  - (1) の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載します。

森林の区域	備考
該当なし	

- 注)保安林を除く。
- 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の 基準
- (1)造林の対象樹種
  - ア 人工造林の場合
    - 1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における 植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本 数」であることとします。

また、更新の成立は、対象樹種のうち樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上であることとします。

#### 5 その他必要な事項

#### (1) 野生鳥獣の被害対策

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第1の1(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとします。

(2) しいたけ原木林(コナラ・クヌギ)の更新

立木密度が 2,000 本/ha、胸高直径が  $10\sim16$ cm の幹がまっすぐで枝分かれの少ない林を目指します。

更新方法は、皆伐によるぼう芽更新とし、皆伐後に他の樹種が優先する場合には、前述のとおり、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽することとします。

# 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育 の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

## £	施業	施業 植栽本数 間伐を実施すべき標準的な林齢(年)							/
樹種	体系	(本/ha)	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	備考
	生産目標 柱材等	3, 000	11~ 15	16~ 20	26~ 30	31~ 35			伐期 45 年
スギ	生産目標 大径材	3, 000	11~ 15	16~ 20	26~ 30	41~ 45	56~ 60	71~ 75	伐期 90 年
レノナ	生産目標 柱材等	3, 000	11~ 15	16~ 20	26~ 30	36~ 40			伐期 50 年
ヒノキ	生産目標 大径材	3, 000	11~ 15	16~ 20	26~ 30	41~ 45	56~ 60	71~ 75	伐期 100年

#### 標準的な方法

#### 1 間伐の時期

間伐の時期は、樹冠がうっ閉して植栽木個体間に競争が生じ始めた時期以降で、下枝の枯れ上り状況、林床植生の状態により決定することとします。

#### 2 間伐の選定方法

植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木 及び形質不良木のみに片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選 木することとします。

なお、花粉症対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮します。

#### 3 間伐の実施間隔

平均的な間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とします。

#### 4 間伐率

第2回目以降の間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で実施することとします。

ただし、間伐対象林分の立木本数が著しく多い場合は、2~3年間隔の間伐を 繰返し、適正本数に誘導するよう間伐率を調整することとします。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の	樹種			実力	施すべ	き標準	的な林	齢及び	回数	Į.			備考
種類	1岁1里	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	•	9年	•	12 年	加多
下刈り	スギ	2 回	2 回	1回	1回	1回	1回						植栽によ
つる切り	ヒノキマツ							1回		1回			る更新の場合
除伐	¥ <i>)</i>							1回				1回	
下刈り		1回	1回	1回			1回						ぼう芽更
芽かき	コナラ クヌギ				1回			1回					新し、胸 高直径 10
除伐								1回				1回	~16 cmで 伐採する
下刈り	マテハ゛シイ	1回	1回	1回	1回	1回	1回						しいたけ原木の場
芽かき	,			1回				1回					合
	標 準 的 な 方 法												
植栽木が下草より抜け出るまで行うこととします。施業時期は6~7月頃(年に2下刈り 回実施する場合の2回目は8~9月頃)を目安とし、下刈り回数や施業時期は施業の省力化、効率化に留意することとします。							, ,						
下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて行うこととします。施業時期は6~7月ごろを目安とします。													
除伐	造林オ を目安と									-			~10 月頃 育の状

	況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成するこ
	ととします。
	コナラ・クヌギでは、発生初期のぼう芽枝は枯死するものが多いため、3~4年経
	過して、ぼう芽枝が安定し優劣がつき始めたころに3~5本/株に整理し、その後成
	長を見ながら1~3本/株を標準に調整することとします。なお、幹から出たぼう芽
芽かき	枝は、はく離しやすいため、根のつけねや根から出たぼう芽枝を残すようにします。
オがさ	しいたけ原木生産を目的とするマテバシイでは、ぼう芽発生初期から強度のぼう芽
	枝整理を行うと、残したぼう芽枝が孤立し、生育不良や風による折損が発生するた
	め、樹冠がうっ閉し始める3年目に残すぼう芽枝の数を6~10本/株に整理し、樹冠
	がうっ閉する7年目では3~4本/株を標準に調整することとします。

#### 3 その他必要な事項

- (1) 1に定める間伐の基準に照らし、間伐を実施する必要があると認められる森林については、適切に間伐が実施されるよう指導に努めます。
- (2) 間伐の遅れにより、形状比(樹高を胸高直径で除した数値)や樹冠の大きさから、間伐実施後の成長の回復に長期間を要すると認められる人工林については、気象害を受ける危険性が高いことから、生産目標に達し主伐が可能な場合及び被害木が多くを占める場合には、適切な更新のための主伐の実施を検討するものとします。
- (3) 枝打ちは、①優良材質の木材の生産、②林内の光環境の調節(複層林造成のための受光伐を含む。)、③病害虫などからの保護を目的として実施します。

優良材質の木材として無節の柱材生産を目指す場合は、10.5cm 角の柱では幹の直径が6cmまで、12cm角の柱では幹の直径が7.5cmまでに枝打ちを行います。

また、枝打ちは樹木の成長を抑制することから、1回の打ち上げ高は1.5m~

- 2.0m 程度とし、樹冠の長さが樹高の2分の1を下回らないように実施します。 特に、サンブスギ林においては、スギ非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施することとします。また、実施時期は、幹の受傷と変色の発生に対して安全性の高い10月から2月頃とします。
- (4) 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招くおそれがあることから、原則として除伐やタケノコの除去により拡大を防ぐこととします。また、除伐の実施時期は、翌年の発生を抑えることに効果的な6~8月とします。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
  - ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表 2】の とおり定めます。

#### 森林の伐期齢の下限

			樹	種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全 域	55年	60年	50年	60年	25年	30年

- 注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病害虫の被害森林における 被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の 再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。
  - 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採(倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る)においては、上記の伐期齢の下限を適用しません。
  - 3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとします。
- (2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養 機能維持増進森林以外の森林

#### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表1】のとおり定めます。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### イ 施業の方法

ア①の森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業を推進するものとします。

ア②の森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の 構成の維持を図るための施業を推進するものとします。

ア③の森林においては憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとします。

また、アの①から③までに挙げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進するものとします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能 の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う森林の伐 期齢の下限を以下のとおりに定め、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を 図ることとします。

それぞれの森林の区域については、【別表2】により定めます。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

			樹	種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全 域	90年	100年	80年	100年	30年	40年

- 注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病害虫の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。
  - 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落 枝による被害防止のための伐採(倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与 える可能性がある区域の森林の伐採に限る)においては、上記の伐期齢の下限を適 用しません。
  - 3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、 調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討すること とします。
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該 区域内における施業の方法

#### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、 木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行 うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林として、【別表1】のとおり定めます。

また、同区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として、【別表1】のとおり定めます。

#### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主 伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進 することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森 林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

# 【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図 るための森林施業を推進すべき森 林	10 い~10 と、15 い~22 り、24 ろ、24 に、24 ほ、29 ほ~29 ぬ、30 い~43 と、47 い~47 と、49 は~51 い、51 は~51 ほ、51 と、51 ぬ~52 ち、53 ろ~53 は、56 は~56 ほ、57 い~58 ろ、58 ほ~58 り、61 ろ~61 と	2, 183
快適な環境の形成の機能の維持増 進を図るための森林施業を推進す べき森林	1い~8と、11い~14り、23い~24い、 24は、24~~29に、29る~29わ、 44い~46ち、48い~48ち、51ろ、51へ、 51ち、51り、53い、53に~56ろ、 56~~56ぬ、58は、58に、59い~61い、 62い~63と	1, 691
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9い~9ち	56
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市内全域	3, 930
木材の生産機能の維持増進を 図るための森林施業を推進す べき森林のうち、特に効率的 な森林施業が可能な森林		_

# 【別表2】

	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		10 い~10 と、15 い~22 り、24 ろ、24 に、24 ほ、29 ほ~29 ぬ、30 い~43 と、47 い~47 と、49 は~51 い、51 は~51 ほ、51 と、51 ぬ~52 ち、53 ろ~53 は、56 は~56 ほ、57 い~58 ろ、58 ほ~58 り、61 ろ~61 と	2, 183
長伐期施業	<b>芝を推進すべき森林</b>	_	
復層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進す べき森林 (択伐によ るものを除く)	1い~8と、11い~14り、23い~24い、 24は、24~~29に、29る~29わ、 44い~46ち、48い~48ち、51ろ、51へ、 51ち、51り、53い、53に~56ろ、 56~~56ぬ、58は、58に、59い~61い、 62い~63と	1, 691

択伐による複層林施 業を推進すべき森林	9い~9ち	56
特定広葉樹の育成を行う森林施 業を推進すべき森林		_

#### 3その他必要な事項

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法 該当なし
- (2) その他該当なし

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組 合等林業事業体の活動状況等を勘案してうえで、森林所有者から森林組合等林業事業 体への「森林経営委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図るもの とします。

地域で活動している森林ボランティア等を林業事業体に準じた担い手として位置づけ、活動箇所数、活動規模の拡大を支援するものとします。

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、次の取組を推 進するものとします。
- (1) 不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託 等森林の経営の委託、森林ボランティア等との協定締結の働きかけ
- (2) 森林の経営の受託等を担う林業事業体、森林ボランティア等の育成
- (3) 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- (4) 地域協議会の開催による合意形成
- (5) 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託 や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、 必要に応じて情報提供等を行うものとします。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら、又は森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することが出来ない場合であって、多様で健全な森林への誘導等による公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の促進のため、地域の森林を団地化し一括して経営管理を行う必要がある場合は、本市や森林組合等による一括管理に向けた意向調査や森林境界の明確化などの森林環境譲与税を活用した各種取組の実施を検討するほか、必要に応じて森林経営管理制度の運用を検討します。

また、森林経営管理制度を活用する場合は、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業の実施を検討することにより、適切な森林の経営管理に努めることとします。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に 定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

5 その他必要な事項 該当なし

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や 林業事業体への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関 係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実に行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

4 その他必要な事項 該当なし

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林 地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採され た木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとします。

搬出にかかすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林業 専用道を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道、作業路を積極的に 整備するよう森林所有者や施業の実施者に促すこととします。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとしますが、条件に応じて、ある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討するものとします。

なお、路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進することとします。

巨八	佐巻ミュニュ	路網密度 (m/ha)				
区分	作業システム	基幹路網	細部路網	合計		
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系 作業システム	35 以上	75 以上	110 以上		
中傾斜地	車両系 作業システム	25 以上	60 以上	85 以上		
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	架線系 作業システム	25 以上	0以上	25 以上		
急傾斜地	車両系 作業システム	20 以上	40 以上	60<50>以上		
$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	架線系 作業システム	20 以上	0以上	20<15>以上		
急峻地 (35°~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上		

- 注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、渓流、 天然林等の除地には適用しないこととします。
  - 2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を 移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用します。
  - 3) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械 により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用 します。
  - 4) 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 路盤整備と併せて効率的な森林整備を推進する区域(路網整備等推進区域)は、 付属資料の概要図に図示するものとします。

- 3 作業路網の整備に関する事項
- (1) 基幹路網に関する事項
  - ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図ることとし、県が定める「林業専用道作設指針」に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

- (2) 細部路網に関する事項
  - ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項 該当なし

#### 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市の林家は、農家林家が主体で、個々の経営に占める森林の収入割合が少ないため、所有山林に対する関心が低く、林業生産活動が最も停滞していることから、森林の管理に対する意識の高揚を図り、林業生産活動への参加を促すとともに、協業化を促進し林業に従事する者の育成確保を図ります。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

森林組合等林業事業体の体質強化を図るとともに、林業に従事する者に対する 保育関係の技術研修会等を実施し、林業従事者の技術の向上を図り、技術・技能 を有する人材の育成に努めるものとします。

#### イ 林業後継者等の育成

森林組合・林業後継者の団体の育成強化を図るとともに、これらの組織を活用して、林業に従事する者に対する保育関係の技術研修会等を実施するほか、本市森林の将来の担い手として、自立し活動できる人材の育成に努めるものとします。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

森林組合の経営基盤の拡充と受託事業の拡大を図るため、未加入地域の加入促進を図るとともに、組合員に対する技術指導の強化と林業技術職員の年間雇用体制の整備を推進します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、林業・木材産業改善資金等を活用し、高性能機械を利用した作業システムづくりを推進するとともに、機械作業の普及宣伝、林業機械利用技術講習会、安全講習会等を実施し、機械の共同利用化等を推進する体制を整備します。

労働力の減少と高齢化に対処するため、林業の機械化を促進するものとします。

これに当たっては、機械の共同利用を図り、使用コストの低減化を推進することが 必要です。

このため、地域の事業体・森林所有者がそれぞれの保有する機種や年間使用計画等に関する情報の収集・整備を行うとともに、共同作業による利用システムの整備を図るものとします。

作業の種類		現 状 (参 考)	将来
伐 街 拔 集 材	利根川流域	チェンソー グラップル	チェンソー プロセッサ グラップル
造 保育等	地拵え 下刈り	チェンソー 肩掛式刈払い機	チェンソー 自走式刈払い機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 該当なし

#### Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - (1) 区域の設定

該当なし

- (2) 鳥獣害の防止の方法 該当なし
- 2 その他必要な事項 該当なし
- 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林病害虫の駆除及び予防、火災の防止その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により病害虫、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めることとします。

また、日常の管理を通じて、森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
- (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法
  - ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病害虫等防除法に基づき保安林等、公益的機能 の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進することとします。

また、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進します。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

本市には、サンブスギが広く植林されているが、非赤枯性溝腐病の被害を受けており、機能が著しく低下している森林が多い状況にあります。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、道路沿い等の緊急性の高い箇所を中心に被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈りまで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとします。

ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカキミリは、スギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫であり、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとします。

エ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシにより媒介された病原菌により、ナラ類、 シイ・カシ類等のブナ科樹木が枯れる病害であり、比較的高齢級で大径化した樹 木に被害が多く見られます。

被害の拡大防止や、倒木・落枝等による被害防止のため、被害の監視体制を整え継続的なモニタリングや、被害木の伐倒や破砕・焼却処理、薬剤使用等による 防除を実施するとともに、高齢木や大径木の伐採更新による被害を受けにくい森 林づくりを進めます。 なお、森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等 については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

#### (2) その他

森林病害虫等の早期発見による被害の未然防止や早期駆除などへの組織的な対応 を図るため、行政機関や森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めま す。

# 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植 栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対 策を進めます。

また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら、関係機関と連携して被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとします。

なお、海岸林のマツ苗木のウサギによる食害を防ぐため、下刈り等管理作業を行う際、竹編柵の出入口を開放しないよう注意を促すよう助言します。

#### 3 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及啓発を行うこと等により林野火災を予防することとします。

#### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等を目的とする火入れの実施にあたっては、「千葉市火入れに関する条例」に規定する防火装置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故を予防するものとします。

#### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病害虫の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要が生じた林分については、伐採とその後の更新を促進するものとします。

森林の区域	備考
20, 22, 36, 40, 41, 44, 46, 49, 51, 58, 62 林班	スギ非赤枯性溝腐病 被害森林

#### (2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が発生するおそれの高い地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡回を推進します。

また、美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- (1)森林保健施設の整備 該当なし
- (2) 立木の期待平均樹高 該当なし
- 4 その他必要な事項 該当なし

#### V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画する ものとします。

- ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の 植栽
- イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの 第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ Ⅲの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
西部	若葉区一部、中央区全域、稲毛区全域、花見川区全域 1~9、11~14、23、24~28、29、54、55	1,050ha
東部	若葉区一部 10、15~22、24、29~39、42、49、52	1, 331ha
南部	緑区全域 28~31、39 は、39~54、56~63	1, 549ha

- 注1) 区域は概要図のとおり。
  - 2) 林班は重複する箇所あり。
- 2 生活環境の整備に関する事項 生活環境施設の整備計画 該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

千葉市内の公共建築物等における木材利用促進方針(策定平成 26 年 3 月 25 日) に基づき、林業・木材産業の振興を図ります。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

# (1) 里山地区について

身近な森林の保全や地域住民と都市住民の多様な森林活動を通しての交流の場として、「里山地区」を指定しています。

ここでは、散策や森林浴を楽しむことができるよう市民に開放されています。また、下刈り等の管理については、森林ボランティアによって行われています。

#### 里山地区の名称等

施設の種類	現状 (参考)		将来		対図
が呼ばるうり至され	位置	規模	位置	規模	番号
いずみの森	若葉区富田町		若葉区富田町		7.7
	840-12 他	2.8ha	840-12 他	2.8ha	V
ひらかの森	緑区平川町		緑区平川町		727
	98 他	2. 2ha	98 他	2. 2ha	<b>Y</b>
おぐらの森	若葉区小倉町		若葉区小倉町		737
	1497-2 他	5. 5ha	1497-2 他	5. 5ha	🐧
おおじの森	緑区大椎町		緑区大椎町		77
	858 他	2.6ha	858 他	2. 6ha	<b>V</b>

名称	所在地	面積	指定年月日	対図 番号
いずみの森	若葉区富田町 840-12 他	2.8ha	平成 13 年 12 月 28 日	$\nabla$
ひらかの森	緑区平川町 98 他	2. 2ha	平成 15 年 5 月 8 日	2/
おぐらの森	若葉区小倉町 1497-2 他	5. 5ha	平成 18 年 3 月 27 日	3
おおじの森	緑区大椎町 858 他	2. 6ha	平成 25 年 3 月 27 日	4

#### (2) 市有林事業について

若葉区富田町に、1.4haの市有林があり、森林ボランティアの活動拠点として提供しています。

主な施設としては、ログハウス、井戸、炭焼き窯があります。ログハウスは、森 林ボランティアが作ったものであり、活動に使用する道具の保管や、打合せ・集合 場所として利用されています。

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

## (1) 地域住民参加による取組に関する事項

住民・学校等への説明会・パンフレット配布等を通じて、森林の公益的機能の意識啓蒙活動を推進するよう努めます。

林業従事者の高齢化・後継者不足により、森林施業の実施が遅れている状況を鑑み、森林ボランティア団体の育成・支援を行うと同時に、森林ボランティアの拡大のために、普及啓発活動に努めます。

森林整備を推進するために、森林整備を希望する森林所有者と、森林ボランティア団体等とのマッチングの調整を行い、両者の協力体制を整備します。

# (2) 上下流連携による取組に関する事項 該当なし

#### (3) その他

所有者・市民団体・市の3者協定を結び、市民団体に維持管理活動に協力しても らう独自の「市民緑地」運営を展開しています。

また、千葉市が所有する緑地において市民緑地制度を準用し、市民団体で維持管理活動に協力してもらう「市営市民緑地」も設置しています。

その他に、保存樹林指定地など優れた自然環境を有する相当規模の樹林地を土地 所有者と使用貸借契約を締結し、自然と身近にふれあえる憩いの場として「市民の 森」を市民に開放しています。

# 市民緑地

佐乳の種類	現状(参考	;)	将来		<b>供</b>
施設の種類	位置	規模	位置	規模	備考
小倉自然の森	若葉区小倉町 1236 他	9, 534 m²	若葉区小倉町 1236 他	9, 534 m²	
仁戸名南市民緑地	中央区仁戸名町 601-11 他	16, 648 m²	中央区仁戸名町 601-11 他	16, 648 m²	
仁戸名月の木 市民緑地	中央区仁戸名町 287-1 他	3, 620 m²	中央区仁戸名町 287-1 他	3, 620 m²	
小倉そよ風の森	若葉区小倉町 1758-1 の一部	3, 644 m²	若葉区小倉町 1758-1 の一部	3, 644 m²	
さくらぎの森	若葉区桜木北 3-633 他	6, 799 m²	若葉区桜木北 3-633 他	6, 799 m²	
貝塚憩の森	若葉区貝塚町 1317 他	12, 769 m²	若葉区貝塚町 1317 他	12, 769 m²	
矢作台自然緑地	中央区矢作町 543 他	6, 189 m²	中央区矢作町 543 他	6, 189 m²	
欅の森	稲毛区山王町 128-1 の一部他	1, 317 m²	稲毛区山王町 128-1 の一部他	1, 317 m²	
若松みんなの森	若葉区若松町 421-7他	933 m²	若葉区若松町 421-7他	933 m²	
源四季の森	若葉区源町 239-1 他	41, 196 m²	若葉区源町 239-1 他	41, 196 m²	
若葉の森	稲毛区長沼町 286-1 の一部他	3, 740 m²	稲毛区長沼町 286-1 の一部他	3, 740 m²	
大宮北の森	若葉区大宮町 3204-2 他	6, 680 m²	若葉区大宮町 3204-2 他	6,680 m²	
作新さざなみの森	花見川区町長作町 1612 他	11, 907 m²	花見川区町長作 町 1612 他	11, 907 m²	
大宮の森	若葉区大宮町 2107-1 他	29, 144 m²	若葉区大宮町 2107-1 他	29, 144 m²	
縄文小倉の森	若葉区小倉町 1013-1	8, 277 m²	若葉区小倉町 1013-1	8, 277 m²	
若台憩いの森	若葉区若松台 1丁目 982-1 他	4, 534 m²	若葉区若松台 1丁目 982-1 他	4, 534 m²	
川戸親栄の森	中央区川戸町 415-1 他	21, 092 m²	中央区川戸町 415-1 他	21, 092 m²	
園生の森	若葉区大宮町 2107-1 他	29, 144 m²	若葉区大宮町 2107-1 他	29, 144 m²	

川戸の森	中央区川戸町	14 212 m²	中央区川戸町	14 212 22	
	412-1 の一部	14, 313 111	412-1 の一部	14, 313 111	

# 市営市民緑地

施設の種類	現状(参	考)	将来		備考
加収が対理技	位置	規模	位置	規模	1/m <sup>2</sup> -5
若松台緑地	若葉区若松台 2-985-11 他	13, 994 m²	若葉区若松台 2-985-11 他	13, 994 m²	
縄文ほおじろの 森	若葉区加曽利町 1851-1	1, 063 m²	若葉区加曽利町 1851-1	1, 063 m²	
東寺山緑地	若葉区東寺山町 680 の一部	2, 497 m²	若葉区東寺山町 680 の一部	2, 497 m²	
仁戸名聖人塚緑 地	中央区仁戸名町 365	6, 049 m²	中央区仁戸名町 365	6, 049 m²	
おゆみ野の森	緑区おゆみ野中央 1-12-2	30, 569 m²	緑区おゆみ野中 央 1-12-2	30, 569 ㎡	

# 市民の森

大乳の紙筅	現状(参	考)	将来		備考
施設の種類	位置	規模	位置	規模	
柏井市民の森	花見川区柏井町 861-1 他	56, 763 m²	花見川区柏井町 861-1 他	56, 763 m²	
松ヶ丘市民の森	中央区松ヶ丘町 9-1 他	30, 104 m²	中央区松ヶ丘町 9-1 他	30, 104 m²	
坂月市民の森	若葉区坂月町 328 他	40, 184 m²	若葉区坂月町 328 他	40, 184 m²	
仁戸名市民の森	中央区仁戸名町 639-1 他	43, 422 m²	中央区仁戸名町 639-1 他	43, 422 m²	
石橋山市民の森	中央区仁戸名町 450-1	14, 671 m²	中央区仁戸名町 450-1	14, 671 m²	
作草部市民の森	中央区椿森 3-530	6, 741 m²	中央区椿森 3-530	6, 741 m²	
11年中川1八07林	稲毛区作佐部町 575-1 他	0, 741 111	稲毛区作佐部町 575-1 他	0, 741 111	
横戸市民の森	花見川区横戸町 1006 他	15, 907 m²	花見川区横戸町 1006 他	15, 907 ㎡	
長作市民の森	花見川区長作町 1619 他	38, 504 m²	花見川区長作町 1619 他	38, 504 m <sup>2</sup>	

加曽利市民の森	若葉区加曽利町	4, 614 m²	若葉区加曽利町	4, 614 m²	
	1298-2 他		1298-2 他		

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画 該当なし

## 7 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を行うこととします。
- (2) 森林法第 10 条の 2 による林地開発許可等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿(I-2-(1))、造林に関する事項(II-第 2)、下記の林相と主な機能をふまえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとします。

#### 「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹	優占林
ተጥ ተ	市球囚来倒废口怀	冷未以未倒废口怀	市冷圳仏庇义怀	スギ・ヒノキ林	マツ林
優先 樹種	シ、アカガシ、アラカシな	イヌシデ、ヤマザクラ、ア	常緑および落葉の広葉樹、 モミ、スギ、ヒノキなどの 針葉樹からなる多様な高木 層をもつ森林		高木層にアカマツ、クロマ ツが優占する比較的明るい 森林
例					
機能例	生物多様性保全、水源涵 養、保健文化、山地災害防 止/土壌保全	保健文化、快適環境形成、 生物多様性保全、木材等生 産、水源涵養、山地災害防 止/土壌保全		木材等生産、水源涵養、山 地災害防止/土壌保全	快適環境形成、保健文化

# 【付属資料】

# 1 千葉市森林整備計画概要図

# 2 参考資料

# (1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次		総数			15 歳未満	
	十八	計	男	女	計	男	女
実 数	平成	(104.0)					
(人)	22 年	961, 749	480, 194	481, 555	123, 972	63, 481	60, 491
	平成	(101. 1)					
	27 年	971, 882	482, 840	489, 042	122, 062	62, 311	59, 751
	令和	(100.3)					
	2年	974, 951	481, 246	493, 705	110, 929	56, 863	54, 066
構成比	平成						
(%)	22 年	100.0	49. 9	50. 1	13. 3	6.8	6. 5
	平成						
	27 年	100.0	49.7	50.3	12. 7	6. 5	6. 2
	令和						
	2年	100.0	49.4	50.6	11. 9	6. 1	5.8
1							
	左州	]	15 ~ 64 歳			65 歳以上	
	年次	計	15 ~ 64 歳 男	女	計	65 歳以上	女
実数	年次 平成			女	計		女
実数(人)				女 300,646	計 198, 850		女 106, 895
	平成	計	男	<u> </u>		男	<u> </u>
	平成 22 年	計	男	<u> </u>		男	<u> </u>
	平成 22 年 平成	計 606, 496	男 305, 850	300, 646	198, 850	男 91, 955	106, 895
	平成 22年 平成 27年	計 606, 496	男 305, 850	300, 646	198, 850	男 91, 955	106, 895
	平成 22年 平成 27年 令和	計 606, 496 597, 580	男 305, 850 303, 486	300, 646 294, 094	198, 850 238, 213	男 91, 955 108, 536	106, 895 129, 677
(人)	平成 22年 平成 27年 令和 2年	計 606, 496 597, 580	男 305, 850 303, 486	300, 646 294, 094	198, 850 238, 213	男 91, 955 108, 536	106, 895 129, 677
構成比	平成 22年 平成 27年 令和 2年 平成	計 606, 496 597, 580 569, 887	男 305, 850 303, 486 289, 316	300, 646 294, 094 280, 571	198, 850 238, 213 249, 963	男 91,955 108,536 111,731	106, 895 129, 677 138, 232
構成比	平成 22年 平成 27年 令和 2年 平成 22年	計 606, 496 597, 580 569, 887	男 305, 850 303, 486 289, 316	300, 646 294, 094 280, 571	198, 850 238, 213 249, 963	男 91,955 108,536 111,731	106, 895 129, 677 138, 232
構成比	平成 22年 平成 27年 令和 2年 平成 22年 平成	計 606, 496 597, 580 569, 887 65. 3	男 305, 850 303, 486 289, 316 32. 9	300, 646 294, 094 280, 571 32. 4	198, 850 238, 213 249, 963 21. 4	男 91, 955 108, 536 111, 731 9. 9	106, 895 129, 677 138, 232 11. 5

注1) 資料は平成22年、平成27年及び令和2年国勢調査とする。

注2) 総数は年齢不詳者を含む。

# ② 産業部門別就業者数等

				第1月	欠産業		第2次	<b>文産業</b>	# 0 VH
	年次	総数	農業	林業	漁業	小計		うち木 材・木製 品製造業	第3次 産業
実 数	平成								
(人)	22年	430, 838	2, 928	36	20	2, 984	72, 402	166	324, 902
	平成								
	27年	430, 638	2,898	41	25	2, 964	76, 076	_	324, 932
	令和								
	2年	422, 739	2,849	64	29	2, 942	70, 455	_	335, 504
構成比	平成								
(%)	22年	100.0	0.7	0.0	0.0	0.7	16.8	0.0	75. 4
	平成								
	27年	100.0	0.7	0.0	0.0	0.7	18.8	0.0	80.4
	令和								
	2年	100.0	0.7	0.0	0.0	0.7	16. 7	0.0	79. 4

注) 資料は平成22年、平成27年及び令和2年国勢調査並びに平成21年、平成26年及び令和1年経済センサスによる。

#### (2) 土地利用

	年次	総土地			耕地	也面積			
		面積	計	計 田 畑 樹園地					
							果樹園	茶園	桑園
実 数	平成 22 年	27, 208	2, 082	713	1, 276	93	_	_	_
(ha)	平成 27 年	27, 176	1,611	563	960	76		_	_
	令和2年	27, 177	1,652	653	953	46	_	_	
構成比									
(%)		100.0	6. 1	2.4	3. 5	0.2			
	年次	草地面	林野面積			その	他面積		
		積	計	森林	原野				
実 数	平成 22 年	40	5, 089	5, 089	_		20, 037		
(ha)	平成 27 年	12	5, 819	4, 928	_		19, 746		
	令和2年	54	5, 636	4, 766	_		19, 889		
構成比									
(%)		0.2	20. 7	17.5	3. 2				

注1) 資料は2010年、2015年、2020年農林業センサスによる。

注2) 構成比は、空欄のない最近年次とする。

# (3) 森林転用面積

年次	総数	工場・ 事業場用 地	住宅· 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用 地	農用地	公共用地	その他
平成 22	1. 10ha		_	_	_	_	1. 10ha
平成 27 年	12. 42ha	9. 90ha	2. 22ha	_	0. 07ha	0. 02ha	0.21ha
令和 2 年	14. 28ha	12. 91ha	1. 36ha	_	_	0. 01ha	_

注) 資料は伐採及び伐採後の造林の届出及び林地開発等面積の集計による。

# (4) 森林資源の現況等

# ① 保有者形態別森林面積

(令和4年3月31日現在)

保有	保有形態総面積		立木地	立木地			
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A)
総数	汝	3, 931ha	100.0%	3, 263ha	1,527ha	1,736ha	38.8%
国有	<b></b>	1ha	0.0%	1ha	0ha	1ha	0.0%
公	計	66ha	1. 7%	61ha	24ha	37ha	36. 4%
   有	都道府県有林	21ha	0.5%	29ha	10ha	14ha	21.3%
	市町村有林	45ha	1.1%	56ha	20ha	23ha	43.3%
林	財産区有林	0ha	Ο%	0ha	0ha	0ha	0%
	私有林	3, 864ha	98.3%	3, 202ha	1,503ha	1,699ha	38. 9%

注) 資料は千葉県調べによる。

# ② 在(市町村)者·不在(市町村)者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在(市町村)	不在(市町村)者面積				
	一		者面積	計	県 内	県 外		
実数 (ha)	H12年	5, 113	4, 162	951	198	753		
構成比 (%)	H12 年	100.0	81.4	(100.0)	(20.8)	(79. 2)		

注) 2000年農林業センサスによる。

# ③ 民有林の齢級別面積

(令和4年3月31日現在)

齢級別	総数	1. 2	3. 4	5.6	7.8	9. 10	11 齢級
区分		齢級	齢級	齢級	齢級	齢級	以上
民有林計	3, 262ha	27ha	40ha	53ha	237ha	471ha	2, 434ha
人工林	1,527ha	11ha	30ha	32ha	69ha	159ha	1, 226ha
天然林	1,736ha	16ha	11ha	21ha	168ha	312ha	1, 208ha
(備考)							

注) 資料は千葉県調べによる。

# ④ 保有山林面積規模別林家数

(令和2年2月1日現在)

面積規模	林家数				
$\sim$ 1ha		10∼20ha	15	50~100ha	1
1∼ 5ha	484	20∼30ha	4	100∼500ha	1
5∼10ha	41	30∼50ha	1	500ha 以上	_
				総数	547

注) 資料は2020年農林業センサスによる。

# ⑤ 作業路網の状況

#### (ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	1	_	
うち林業専用道		_	

## (イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	_	-	

# (5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢 級	森林の所在
_	_	_

# (6) 市町村における林業の位置付け

# ① 産業別総生産額

(単位:百万円)(令和元年度)

	総 生 産 額(A)	4, 114, 848
	第1次産業	4, 346
	うち 林 業(B)	
内   訳	第2次産業	663, 872
	うち木材・木製品製造業(C)	_
	第3次産業	3, 446, 630
	B+C/A	- %

注) 資料は「市民経済計算」による。

# ② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和元年現在)

		事業所数	従業員数(人)	現金給与総額 (万円)
全製造業(A)	)	400	21, 276	10, 659, 054
上表追来 (11)		400	21, 210	10, 000, 004
	うち木材・木製品 製造業(B)	9	299	138, 490
	B/A	2.25%	1. 41%	1.30%

注) 資料は令和2年工業統計調査「市町村編」による。

# (7) 林業関係の就業状況

(令和4年12月31日現在)

豆八	組合・事業	従業者数		/
区分	者数		うち作業員数	備  考
森林組合	1	1	0	(名称:千葉市森林組合)
生産森林組合	_			
素材生産業	_			
木材·木製品製 造業	9	299		
森林管理署	1	18		関東森林管理局千葉森林管理事務所
合 計				

注) 資料は令和2年工業統計調査「市町村編」及び聞き取りによる。

# (8) 林業機械等設置状況

(令和4年12月31日現在)

						V 11 111	4年12月31日%江/
区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その 他	備考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き 上げ搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として牽引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラッ ク
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							牽引式集材車両
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用自走 機
ハーベスタ							伐倒、枝払、玉切、集材 用自走機
フォワーダ							積載式集材車輌
タワーヤーダ							タワー付き集材機
計							

# (9) 林産物の生産概況

(令和3年度)

種類			生シイタケ	乾シイタ ケ	タケノコ		
生	産	量	3, 056, 950kg	787kg	28, 000kg		
生産額(百万円)		可円)	_	_	_		

(10) その他必要なもの 該当なし